

保護者の皆さまへ 令和8年度学校給食費を改定します

食材価格の上昇に対応し、品数を減らしたり食材を限定したりすることなく、今までどおり栄養価を満たし、質・量ともに十分な給食を維持し、安全・安心でおいしい給食を提供するため、令和8年4月から給食費を改定します。

令和8年度学校給食費の改定



区分		現行(令和7年度まで)			改定後(令和8年4月～)			
		給食費	※1月額	※2年額	給食費	改定額	※1月額	※2年額
小学校	下学年(1～3年生)	270円	4,663円	51,300円	350円	+80円	6,045円	66,500円
	上学年(4～6年生)	288円	4,974円	54,720円	374円	+86円	6,460円	71,060円
中・中等教育学校 高等特別支援学校		320円	5,527円	60,800円	415円	+95円	7,168円	78,850円
第二養護学校	下学年(1～3年生)	288円	4,974円	54,720円	374円	+86円	6,460円	71,060円
	上学年(4～6年生)	298円	5,147円	56,620円	387円	+89円	6,685円	73,530円
養護学校		349円	6,028円	66,310円	453円	+104円	7,824円	86,070円

※1 月額は、1食あたり給食費に190日/年を乗じ、11カ月で除した数値です。1回あたりの口座振替額とは異なります。詳しくは、6月上旬頃に学校から配付される「学校給食費納入額決定通知書」をご確認ください。なお、令和8年度学校給食費の口座振替の開始月は6月です。

※2 年額は、給食実施日数を年190日として計算しています。



令和8年度の保護者負担について

○小学校(第二養護学校含む)児童

国の抜本的な負担軽減による交付金(給食費負担軽減交付金)を活用した上で、不足額に国の物価高騰対策の交付金(重点支援交付金)を活用し、保護者負担は0円にします

○中学校等(養護学校・高等特別支援学校含む)生徒

改定額に国の物価高騰対策の交付金(重点支援交付金)を活用し、現行給食費(中学校等320円、養護学校349円)に据え置きます

○第三子以降無償化の措置

小学校(第二養護学校含む)児童の給食費は保護者負担を求めないことに伴い、令和8年度は中学校等(養護学校・高等特別支援学校含む)のみ対象となります。

※食物アレルギー等の理由により牛乳を飲まない場合など、右記の給食費と異なる場合があります。

区分		改定後給食費	保護者負担支援額		令和8年度保護者負担
			給食費負担軽減交付金	重点支援交付金	1食単価
小学校	下学年(1～3年生)	350円	301円	49円	0円
	上学年(4～6年生)	374円	301円	73円	0円
中・中等教育学校 高等特別支援学校		415円	—	95円	320円
第二養護学校	下学年(1～3年生)	374円	359円	15円	0円
	上学年(4～6年生)	387円	359円	28円	0円
養護学校		453円	—	104円	349円

令和9年度の保護者負担について

令和9年度の保護者負担をどのようにするかは、食材費の今後の推移や、国施策の動向によるところが大きく、未定です。令和8年度、小学校では保護者負担を0円にしましたが、将来的には再び保護者負担をいただくこともあります。また、中学校等では保護者負担を据え置きましたが、将来的には保護者負担が増えることもあります。

方針が定まり次第、速やかにお知らせするようにいたします。

改定の背景

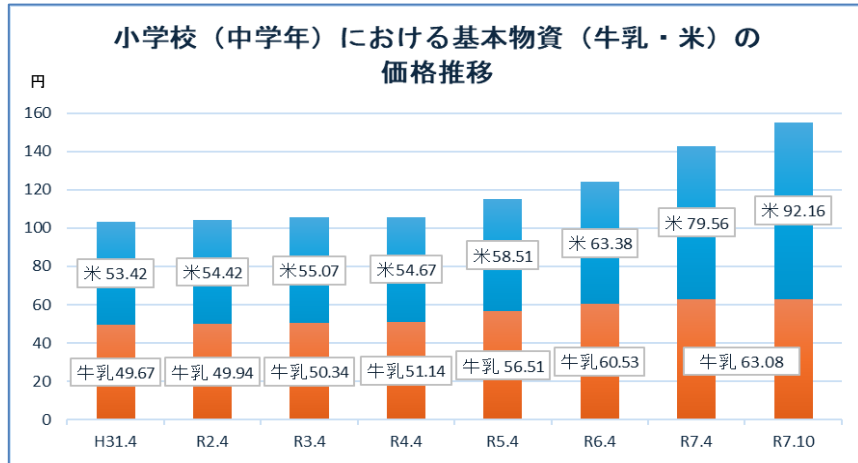
○千葉市の学校給食は

「完全給食」

- ・牛乳
- ・ごはんやパンなどの主食
- ・おかずやデザートなどの副食

○基本物資（牛乳・米）の価格

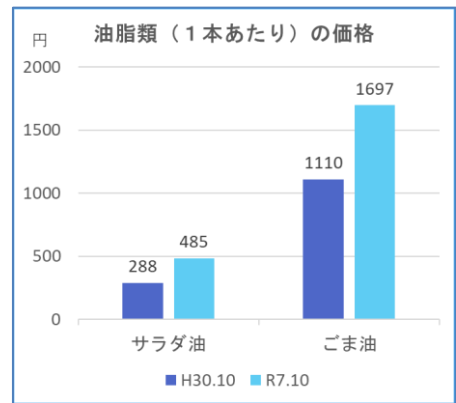
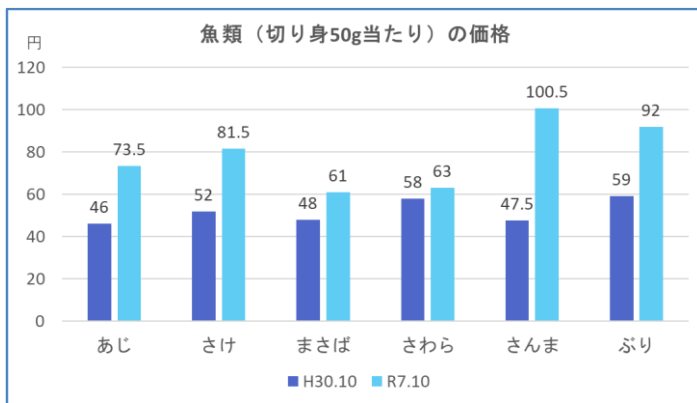
前回給食費改定時（H31）から6年半で52.15円上昇（右表）



○副食の価格（一例）

- ・魚類では13円～53円の上昇
- ・油脂類では197円～587円の上昇

→食材費の不足が顕著になってきている状況です



○令和4年度以降、給食食材費を公費で補填

この食材費価格高騰に対応するため、千葉市では、給食費は改定しないかわりに、不足する食材料費（物価高騰分）を公費で補填し、家庭への影響をおさえてきました。

○公費補填の上昇

給食1食分の単価は上昇し続けている（下表）ため、物価高騰分の公費補填額を増やすことで対応してきました。

○給食費の改定

献立の工夫等による経費削減にも努めてきましたが、現在の給食費では、多様な食材や、地場産物を使用した望ましい献立の作成が困難である状況が続くのは明らかです。

そこで、今後も栄養バランスのよい、おいしい給食を提供し続けるために、給食費を改定することとしました。

【給食1食分（保護者負担+物価高騰分）】

（単位：円）

	R4.7~	R5上期	R5下期	R6上期	R6下期	R7上期	R7下期
小下学年	285	287	306	313	313	323	333
小上学年	304	306	327	334	334	344	355
中	338	340	363	371	371	382	395
第二養護下	304	306	327	334	334	344	355
第二養護上	315	316	338	346	346	356	368
養護	369	371	396	405	405	417	431



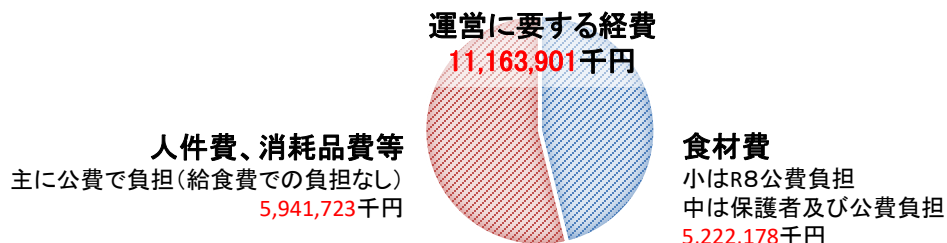
学校給食費の改定に関するQ & A



Q 1. 給食の経費はどのように負担されているの？

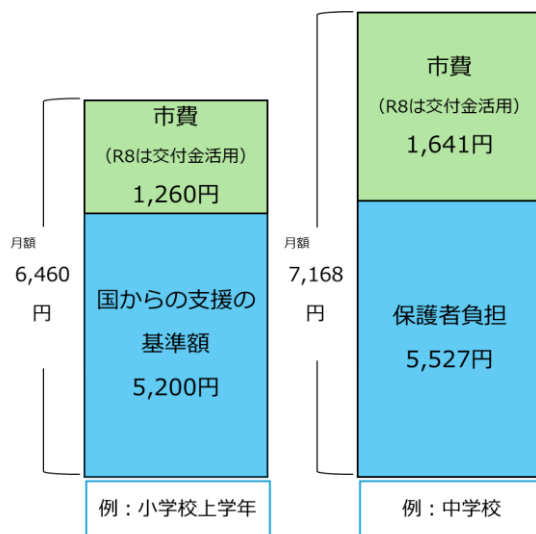
A 1. 学校給食の運営に係る経費は、学校給食法の規定に基づき、人件費や施設整備費、水道光熱費などの費用は市が負担し、学校給食の食材費にあたる部分を給食費としています。

学校給食の運営に要する経費の内訳（学校給食特別会計における令和8年度当初予算）



Q 2. 給食費は無償化しないの？

A 2. 令和8年度から、小学校について、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」が始まります。当制度の支援対象は、給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）となっており、中学生以上は支援の対象外となります。また、国からの支援の基準額は一月当たり5,200円であり、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収することを可能としていますが、本市では令和8年度については、小学校（第二養護学校含む）児童の給食費は当制度及び国の物価高騰対策の交付金を活用し保護者負担は0円にします。中学校等（養護学校・高等特別支援学校含む）生徒の給食費は、保護者負担を据え置きとします。（参考：右図）



Q 3. 給食費の改定後はどのような献立になるの？

A 3. 給食1食に使用できる金額は小学校下学年で333円から350円と17円、養護学校で431円から453円と22円の増額となります。今までどおり栄養価を満たし、質・量ともに十分な給食を維持しながら、多様な食材や地場産物を使用した、栄養バランスのよい、おいしい給食が提供できるよう献立の工夫をしていきます。

R 8.1実施 学校給食週間特別メニュー



ごはん 牛乳 ぶりの甘酢あんかけ
雪見汁 ちぼっこきんぴら いよかん

小学校市内平均 355.04円

学校給食費の改定に関するQ & A

Q 4. 小学校は、第三子以降無償化の申請はいらないの？

A 4. 令和8年度については小学校の申請は必要ありません。

第三子以降無償化の措置は、小学校（第二養護学校含む）児童の給食費は保護者負担を求めないことに伴い、令和8年度は中学校等（養護学校・高等特別支援学校含む）のみ対象となります。

Q 5. 令和8年度の新小学校1年生も口座登録しないとイケないの？

A 5. 登録いただいた口座から、学校徴収金及びスポーツ振興センター共済掛金の口座振替を行いますので、令和8年度に学校給食費保護者負担が0円であっても口座の登録はお願いいたします。

Q 6. 長期欠席していて、給食を止めている場合は？

A 6. 本市における非喫食者の取扱いについては、現在対応を検討中です。お待たせして申し訳ありませんが、方針や内容が決定次第改めて周知します。

Q 7. 体験入学や職場体験の場合は？

A 7. 小学校（第二養護学校含む）に在籍のないお子様が一時帰国等で体験入学する場合や、中学生が職場体験で小学校の給食を食べる場合は、改定後の給食費（全額）を頂戴します。また、保護者が給食試食会に参加する場合も、同様です。

Q 8. 令和9年度以降の給食費はどうなるの？

A 8. 令和9年度以降の対応は未定です。来年度、対応が決まり次第連絡いたします。ご心配おかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※このお知らせはホームページにも掲載しています